



平成21年7月22日

各 位

会 社 名 三益半導体工業株式会社  
代表者名 取締役社長 中澤正幸  
(コード番号 8155 東証第一部)  
問合せ先 取締役 八 高 達 郎  
管理本部長  
(TEL. 027-372-2011)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年7月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年8月27日開催予定の第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は、株式等振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除および条数の繰上げ等を行うとともに、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないとされておりますことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」に基づいて、現行定款第7条(株券の発行)は削除されたものとみなされております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年8月27日
定款変更の効力発生日	平成21年8月27日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 7 条 (株券の発行)  <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>第 9 条 (单元株式数および单元未満株券の不発行)  (条文省略)  <u>(2) 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第 10 条 (单元未満株式についての権利)  <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (条文省略)</li> <li>2. (条文省略)</li> <li>3. (条文省略)</li> </ol> <p>第 11 条 (株主名簿管理人)  (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 12 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (单元株式数)  (現行どおり)  (削 除)</p> <p>第 9 条 (单元未満株式についての権利)  当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行どおり)</li> <li>2. (現行どおり)</li> <li>3. (現行どおり)</li> </ol> <p>第 10 条 (株主名簿管理人)  (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 11 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

以 上